

専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受講前（受講開始日の1ヶ月前まで）】

Step 1

住民票のある住所を管轄するハローワークで受給資格&支給要件の確認

Step 2

キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」受講と
「ジョブカード作成」

*在職者の場合、訓練前キャリアコンサルティングを受けず、勤務先の雇用保険の
適用事業所の事業主が専門実践教育訓練の受講を承認した証明書類を提出することも可能

Step 3

申請手続き

ジョブカードを作成し、受講開始日の1ヶ月前までに下記の書類を
原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出する

指定番号：48171-172001-6

教育訓練施設の名称：一般社団法人日本産業カウンセラー協会

教育訓練講座名：一般社団法人日本産業カウンセラー協会キャリアコンサルタント養成講習

受講開始予定年月日：2018年12月1日

受講修了予定年月日：2019年3月31日

（提出書類）

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ②訓練前キャリアコンサルティングを経て作成したジョブカード
- ③本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
- ④雇用保険被保険者証（コピー可）
- ⑤教育訓練給付適用対象期間延長通知書 ※対象者のみ
- ⑥写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm）
- ⑦払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

手続き後、『受給資格者証』が交付されます

受講開始日の1ヶ月前（10月31日）までに
手続きをお済ませください